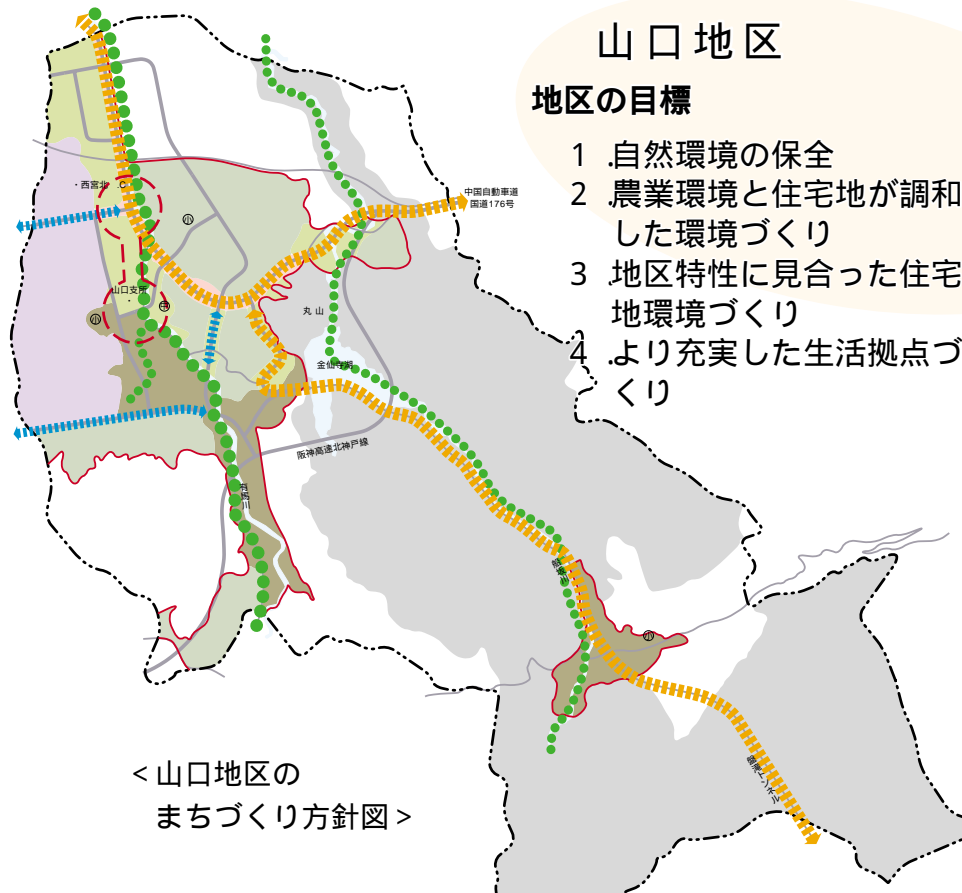


都市計画基本方針 P.1~4
緑の基本計画 P.4



都市交通体系の整備方針
阪神高速北神戸線・山科南幹線・金仙寺線・国道176号線・有馬山科線
バイパスなどの整備、大沢西宮線の改良整備、バス交通の利便性の向上など公共交通条件の改善

水と緑の整備方針
自然緑地、市街地の緑地・農地の保全育成、有馬川緑道の南北への延伸、有馬川・船坂川を中心とした水と緑のネットワークの形成

市街地整備・住環境整備の方針
農地と宅地が調和した良好な市街地の形成、幹線道路沿道の適正な土地利用、生活・文化交流拠点の整備による地域核の機能充実、地区特性に応じた市民参加のまちづくりによる良好な住宅市街地の形成

都市防災の方針
避難地や公園を道路と緑地軸で結ぶ防災緑地ネットワークの形成、山科中央公園・流通東公園の地域防災拠点としての機能向上

都市景観の形成方針
歴史的な建築物や景観樹林など伝統的な景観の保全育成、田園風景や自然と調和した都市景観の形成

緑の基本計画

市民の方々、企業、行政とが協力しながら緑のまちづくりを進めるための緑地の保全および、緑化の推進に関する計画です。
緑地やオープンスペースの適正な確保・保全及び、緑化の推進についての取り組みを総合的、計画的に実施するため、その目標と実現のための方針などを示すものです。

緑の将来像

『「はな 水 みどり」かがやく文教住宅都市』
とし、目標年次はおおむね20年後とします。

基本計画の目標

1. 豊かな緑を次世代に引継ぐため、大切に守り育成します。
2. 市民一人当たりの公園緑地等の面積を20㎡以上の確保をめざします。
3. 市街地の3割の緑化をめざします。

緑の配置方針

この緑の将来像の実現には、都市の緑地を有する機能を効果的に発揮させるよう、緑地を系統的に配置することが重要となります。
そのためには、**公有地の緑化だけでなく、民有地の緑化も含め、市民の方々などと行政がパートナーシップのもとに進めていく必要があります。**

- ・自然と共生するまち ⇨ 六甲山系・北摂山系・海岸線(甲子園浜、御前浜)等の自然環境の保全等
- ・緑とオープンスペースによる安全性の高いまち ⇨ 国道43号、夙川・武庫川等の防災緑地軸としての整備、防災機能を有する公園緑地の整備等
- ・緑豊かな文教住宅地としてのまち ⇨ 公共公益施設の緑化の推進、緑豊かな市街地の保全・育成
- ・多様なレクリエーションの場を備えたまち ⇨ 自然や歴史・文化と親しみ、交流拠点となる場の整備・充実等
- ・花と水と緑に囲まれたまち ⇨ 緑地協定・花と緑のコミュニティづくり等による緑の保全・整備等

～ 皆様のご意見をお寄せください。～

「都市計画基本方針」及び「緑の基本計画」に対するご意見等をお寄せください。皆さんからのご意見を伺い、必要な修正、手続きを経て、平成14年(2002年)夏頃を目途に策定します。

現在西宮市では、市の重要な計画などを立案するにあたって、その内容を公開して市民の意見を募集し、検討結果を公表する「パブリック・コメント制度」の導入を検討中です。「都市計画基本方針」「緑の基本計画」に関するご意見等の募集はそのモデルケースとして実施します。

募集期間：平成14年2月25日(月)～3月25日(月)
応募方法：郵送、Fax、インターネットで右までご応募ください。

様式は自由ですが、必ず住所、氏名、連絡先をご明記ください。性別、年代、在住・在勤・在学の別を併せてお書き下さい。
資料：計画案の詳細は、担当課及び、各支所の窓口へ備え付けているほか、西宮市ホームページ(<http://www.nishi.or.jp>)でもご覧いただけます。

～ 応募・問い合わせ先 ～

「都市計画基本方針」
〒662 8567 西宮市六湛寺町10番3号(市役所本庁舎5階)
西宮市都市政策課 Tel 0798 35 3603, Fax 0798 36 6399

「緑の基本計画」
〒662 8567 西宮市六湛寺町10番3号(市役所本庁舎7階)
西宮市公園緑地課 Tel 0798 35 3615, Fax 0798 36 1984

いずれも市ホームページ(<http://www.nishi.or.jp>)から応募できます。

その他 いただいたご意見等は、市で取りまとめ、後日、検討結果とともに公表いたします。(氏名等は公表しません。)ただし、個々のご意見等への直接回答はいたしませんのでご了承ください。

魅力あるまちへ “西宮のまち” づくりについて

(都市計画基本方針)
& (緑の基本計画)

都市計画基本方針について

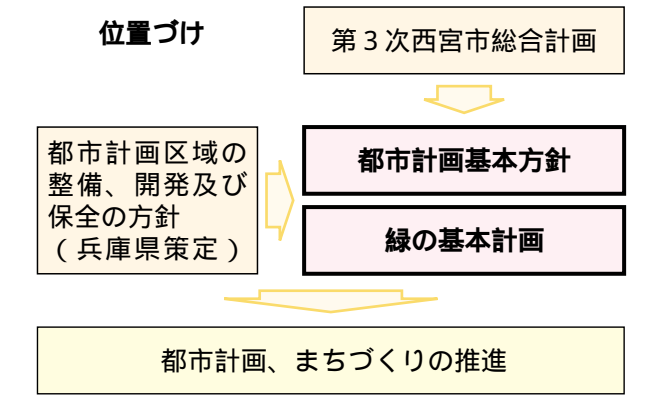
都市計画基本方針は、市の総合計画を基に、地区の特性を踏まえながら、住民の意見を反映し、市全体の都市像とともに地区別のあるべき市街地像を示し、地区別の整備課題に応じた整備方針などを、都市計画の体系的な指針として定めようとするものです。

都市計画基本方針の目的

西宮市のまちづくりをどのような目標や方針で進めるのかを住民参加のもとに策定し、それを具体的に示し、市民、事業者と行政がこれらを共有することにより、参加と協働(パートナーシップ)のまちづくりを進めて行こうとするものです。

策定にあたっての基本的な事項

- ・計画目標年次 ⇨ おおむね10年後の平成24年(2012年)とします。
- ・構成とその内容 ⇨ 1. 基本的な考え方：都市計画の現状、西宮のまちづくりの基本目標などを示します。
2. 全体構想：第3次西宮市総合計画に示す都市計画に関する内容を示します。
3. 地区別構想：市域を7地区に分け、地区ごとの現状・将来像・まちづくりの方針を示します。



西宮市のまちづくりの基本目標

『文教住宅都市を基調とする個性的な都市』
～ 活力と希望に満ちた西宮をめざして ～

基本目標の実現に向けての6つの目標

1. 共に生き、共につくるまち
～ 人権・平和の尊重と市民参加の推進 ～
2. 安心して暮らせる、心かようまち
～ 安全の確保と生涯福祉の実現 ～
3. 人と文化をはぐくむ生涯学習のまち
～ 教育・文化・スポーツの充実 ～
4. にぎわいと活力のあるまち
～ 活力と魅力ある産業の振興 ～
5. 環境にやさしい、うるおいのあるまち
～ 環境の保全と創造 ～
6. 安全でゆとりのある快適なまち
～ 快適な都市空間の整備 ～

都市空間整備の方針(全体構想)

(北部地域)
六甲山系、北摂山系の豊かな自然環境に恵まれ、交通条件の整備などともあいまって市街化が進んできたこの地域では、無秩序な開発を防止し、自然環境の保全に努めるとともに、これらと調和する計画的な市街地の整備を促進します。また、交通条件の整備など、都市機能の充実と生活環境の改善に努めます。

(南部地域)
六甲山系の自然緑地を背後に、至便な交通、教育・文化環境に恵まれたこの地域では、新しい時代にふさわしい都市活動が営まれるよう、中心市街地の整備、合理的な土地利用、都市施設の整備、既成市街地の再生などに努め、災害に強く、うるおいと活力のある市街地の形成に努めます。

(臨海地域)
大阪湾に面した海辺であるこの地域では、自然海浜を保全しつつ、親水性と回遊性の高いウォーターフロント整備を進めます。また、産業活動の振興と周辺の住宅地とが共存できるような環境整備に努めます。

